

届け出はすみやかに

交通事故やケンカ、食中毒など、第三者（相手）の行為によるケガ等の治療を国保で受診する場合は、

医療機関等の窓口へ申し出るとともに、すみやかに高知市 保険医療課 給付担当（電話番号088-823-9359）へ届け出をしてください。

国保は一時立替払い

交通事故等でケガをし、その原因が第三者にある場合、これに伴う治療費は本来第三者が支払わなければなりません。

しかし、国保では「被保険者の治療を受ける権利」を保障するということから、一時保険給付を行い、後から保険者（市町村等）が立て替えた治療費を第三者に請求することになります。

示談は慎重にしましょう

国保に届け出る前に示談が成立してしまうと、国保が第三者に請求できなくなる場合があります。

示談をする前に必ず高知市 保険医療課 給付担当（電話番号088-823-9359）にご相談ください。

問い合わせ先

高知市 保険医療課 給付担当 電話番号088-823-9359